

坂戸市インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」という。）をご利用いただくには、以下の「誓約書」及び「坂戸市インターネット公有財産売却ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインとK S I 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓約書

以下を誓約いたします。

今般、坂戸市の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約の上、本ガイドライン及び坂戸市における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに坂戸市の指示に従い、坂戸市に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、坂戸市に対し一切異議、苦情などは申し立てません。

- 1 私は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (4) 契約の履行をしないこと。
 - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と坂戸市に認定されること。
 - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当を認められること。
 - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 3 私は、坂戸市の公有財産売却に係る本ガイドライン、入札公告の各条項を熟覧し、入札物件の法令上の規制等、これらについてすべて承知の上、参加しますので、後日これらの事柄について坂戸市に対して一切異議、苦情などは申し立てません。

坂戸市インターネット公有財産売却ガイドライン

第1 公有財産売却の参加条件など

1 公有財産売却の参加条件

以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することはできません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められる者
- (2) 公告日から落札決定までの期間に、坂戸市の締結する契約に係る指名停止措置要綱（平成8年坂戸市告示第27号）に基づく指名停止措置を受けている者
- (3) 公告日から落札決定までの期間に、坂戸市の締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年坂戸市告示第75号）に基づく指名除外措置を受けている者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者
 - ア 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するもの（公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。）の用に供しようとする者
 - イ 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ウ 次のいずれかに該当する者
 - (ア) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - (イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (5) 前記（3）又は（4）に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (6) 地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する

者

- (7) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- (8) 入札参加申込みの手続きが期限までに完了しない者
- (9) 日本語を完全に理解できない者。ただし、日本語を理解できる者が代理人として参加する場合は除きます。
- (10) 参加申込みの時点で18歳未満の者
- (11) 坂戸市が定める本ガイドライン及びK S I官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
- (12) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者
- (13) この入札の参加資格がない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

2 公有財産売却参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定に則って坂戸市が執行する一般競争入札及びせり売りの手続きの一部です。
- (2) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）上の公有財産売却の物件詳細画面や坂戸市において閲覧に供されている入札の公告などを確認した上で参加してください。
- (3) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するシステムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で参加申込みなど一連の手続きを行ってください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、入札保証金を納付してください。
- (5) 公有財産売却参加者が地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に掲げる行為をしたときは、一定期間、坂戸市の実施する入札に参加できなくなることがあります。
- (6) 公有財産売却においては、特定の物件の売却が中止になること、若しくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産に係る危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など坂戸市の責めに帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
- (2) 所有権は、落札者が売払代金の残額の納付が完了した時点で、落札者に

移転します。

- (3) 坂戸市は、動産、自動車などの公有財産の引渡しについて、落札者が売払代金の残額を納付した時点の現況有姿で行います。
- (4) 公有財産が自動車の場合、落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、移転登録（名義変更）の手続き等を行ってください。

4 個人情報の取扱い

公有財産売却に参加される方は、以下の全てに同意するものとします。

- (1) 公有財産売却の参加申込みを行う際に、住民登録がされている住所、氏名（参加者が法人の場合は、登記簿に登記されている所在地、名称、代表者氏名）などを公有財産売却の参加者情報として登録すること。
- (2) 公有財産売却参加者の参加者情報及びログインIDに登録されているメールアドレスを坂戸市に開示すること。かつ、坂戸市がこれらの情報を坂戸市文書規程に基づき一定期間保管すること。

※公有財産売却の参加者に対して、坂戸市からログインIDで認証済のメールアドレスに公有財産売却に関するお知らせなどを電子メールで送信することがあります。

※坂戸市は、収集した情報を地方自治法施行令第167条の4第1項各号に定める参加条件の確認又は同条第2項各号に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として使用することがあります。（せり売りの場合も含みます。）

- (3) 落札者に決定された公有財産売却参加者のログインIDに紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開すること。

第2 公有財産売却参加申込み

入札するには、公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が確認できたログインIDでのみ入札できます。

1 公有財産売却の参加申込みについて

(1) 本人による申込み

公有財産売却参加者は、公告により定められた参加申込期間内に、入札しようとする売却区分を指定の上、売却システムの画面上で住民登録がされている住所、氏名（法人の場合は、登記簿に記載されている所在地、名称、代表者氏名）などを公有財産売却の参加者情報として登録してください。

※法人で公有財産売却の参加申込みを行う場合は、法人代表者名でログインIDを取得する必要があります。

(2) 代理人による申込み

代理人により参加しようとする場合は、坂戸市ホームページから「委任状」を印刷し、必要事項を記入・押印のうえ、委任者の本人確認書類（個人の場合は、運転免許証やマイナンバーカードの写し。いずれも両面。法人の場合は、法人の登記事項証明書）及び受任者の本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード）の写し（いずれも両面）と併せて、坂戸市の案件担当課あて提出してください。（郵送の場合は、申込締切日必着とします。）期限までに委任状等の提出が無い場合、入札をすることができません。

2 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第167条の7で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金の金額については、坂戸市が物件ごとに予定価格（入札開始価格）の100分の10以上の金額として入札公告に定める額を決定します。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、物件ごとに必要です。原則として、クレジットカードによる納付（オンラインによる一括納付）としますが、売却システムの売却物件詳細画面で坂戸市が物件ごとに指定する方法を確認の上、納付してください。

(3) 入札保証金には、利息を付しません。

(4) 原則として、入札開始2開庁日前までに坂戸市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札をすることができません。

※クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行い、所定の手続きに従ってください。この場合の公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾するものとし、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまで、この承諾を取り消せないことに同意するものとし、

また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取扱事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報をSBペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとし、

VISA、マスター、JCB、ダイナース、アメリカンエクスプレスの

各クレジットカードを利用できます。（当該クレジットカードでもごくまれに、利用できない場合があります。）

法人が公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードを御使用ください。

(5) 入札保証金の没収

公有財産売却の落札者が納付した入札保証金について、落札者が契約締結期限までに坂戸市の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

(6) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の落札者が納付した入札保証金について、落札者が契約を締結した場合、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システムで入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取消しや変更はできませんので、御注意ください。

(2) 入札を無かったものとする取扱い

坂戸市は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取消し、無かったものとして取扱うことがあります。

2 落札者の決定など

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、坂戸市は開札を行い、物件ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（入札開始価格）以上で、かつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、落札者となるべき価格の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ（売却システム上の自動抽選）により落札者を決定します。この場合、くじを辞退することはできません。なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

落札者がいない場合、再度入札は行いません。

(2) 落札者の告知

落札者のログインIDに紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

(3) 坂戸市から落札者への連絡

入札終了後、落札者には、坂戸市から、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

坂戸市が、落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、坂戸市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金を没収し、返還しません。

※当該電子メールに表示されている整理番号は、坂戸市に連絡する際や坂戸市に書類を提出する際などに必要となります。

(4) 落札者決定の取消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は、落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

坂戸市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。契約の際には、坂戸市から契約書を送付しますので、落札者は送付された契約書に必要な事項を記入・押印の上、以下「ウ」に記載する書類とともに指定する期限までに坂戸市に直接持参又は郵送してください。

ア 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

イ 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

ウ 契約書と併せて提出する書類

(ア) 個人の場合は、発行後3か月以内の住民票の写し、運転免許証（裏表両面）のコピー、マイナンバーカード（両面）のコピーのいずれか

(イ) 法人の場合は、法人の登記事項証明書及び当該法人代表者の上記(ア)「個人の場合」欄に記載の資料

(2) 売却の決定の取消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったとき及び落札者が公有財産

売却の参加仮申込みの時点で18歳未満の方など公有財産売却に参加できない者であったときは、売却の決定を取消します。この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還しません。

4 売払代金の残金の納付

売払代金の残金は、売払代金（落札価格）から、事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(1) 売払代金の残金の納付期限との関係

落札者は、売払代金の残金納付期限までに坂戸市が納付を確認できるよう売払代金の残金を納付（一括納付）してください。売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金は没収し返還しません。

(2) 売払代金の残額の納付方法

次のいずれかの方法で納付してください。なお、売払代金の残金の納付に必要な費用は、落札者の負担とします。また、売払代金の残金納付期限までに坂戸市が納付を確認できることが必要です。

ア 坂戸市が用意した「納入通知書」により、「納入通知書」の納付場所に記載された坂戸市が指定する金融機関などの窓口で納付（手数料はかかりません。）

イ 坂戸市の指定する口座への銀行振込による納付（別途手数料がかかります。）

5 入札保証金の返還

(1) 返還の時期

落札者以外が納付した入札保証金は、入札期間終了後に全額返還します。なお、公有財産売却の申込みを行ったものの入札を行わない場合にも、返還は入札終了後とします。

(2) 返還の方法

クレジットカードにより支払われた入札保証金については、SBペイメントサービス株式会社は、原則としてクレジットカードからの引き落としを行いません。ただし、公有財産売却の参加者のクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、御了承ください。

第4 せり売り形式で行う公有財産売却手続き

せり売り形式の公有財産売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する自動入札システム及び入札単位を使用しています。本章における入札とは、せり売り形式の入札を指し、売却システム上の「入札額」欄へ希望落札金額の上限を入力すること及び入力した上限以下の範囲で行われる自動入札をいい、「入札者」はせり売りの参加申込者を、「入札期間」はせり売り期間を指します。

1 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログインIDでのみ入札が可能です。入札は、入札期間中であれば何回でも可能です。ただし、公有財産売却システム上の「現在価格」又は一度「入札額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札額」欄に入力することはできません。一度行った入札は、入札参加者の都合による取消しや変更はできませんのでご注意ください。

なお、入札期間の自動延長は行いません。

(2) 入札を無かったものとする取扱い

坂戸市は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取消し、無かったものとして取扱うことがあります。入札期間中にその時点における最高価格の入札を無かったものとした場合、当該入札に次ぐ価格の入札を最高価格の入札とし、せり売りを続行します。

2 落札者の決定など

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、坂戸市は、売却区分ごとに売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上で、かつ最高価格である入札者を落札者として決定します。

なお、2人以上が同額の入札価格（上限）を設定した場合、売却システム上では、先に設定した方を落札者として決定しています。

また、落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

(2) せり売り終了の告知

落札者のログインIDに紐づく会員識別番号と落札価格を売却システム上に一定期間公開することによってせり売り終了を告知します。

(3) 坂戸市から落札者への連絡

入札終了後、落札者には、坂戸市から、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

坂戸市が、落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、坂戸市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金を没収し、返還しません。

※当該電子メールに表示されている整理番号は、坂戸市に連絡する際や坂戸市に書類を提出する際などに必要となります。

(4) 落札者決定の取消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は、落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

※これより先の手続き「売却決定」、「売払代金の残金の納付」及び「入札保証金の返還」については、「第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き」と同様です。

第5 公有財産売却の財産の権利移転、引渡し及び危険負担

落札後、坂戸市は、落札者へ契約書を送付し、契約を交わします。

1 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付した時点で権利移転します。契約締結後、売払代金の残金納付期限までに残金を納付し、納付完了後、その旨を坂戸市まで連絡してください。

2 権利移転の手続き

坂戸市は、売払代金の残金の納付を確認した後、物品の引渡しを行います。

(1) 物品の引渡し

ア 物品の引渡しは、売払代金納付時の現況有姿で行います。

イ 原則として、坂戸市が指定する場所において引渡します。引渡しの際には、別途坂戸市が送付する「物品受領書」が必要です。

ウ 業者による運搬（落札者本人が手配してください。）を希望する場合は、手配した運送業者名及び集荷日時を坂戸市に事前に電子メール等にてお知らせください。その場合、商品を受け取り次第「物品受領書」を郵送してください。

エ 一度引渡された物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。

(2) 引渡し及び権利移転に伴う費用について

ア 落札者が業者による運搬を希望する場合、その費用は落札者の負担とします。

イ その他、物品の引渡しに伴う一切の費用は、落札者の負担とします。

(3) 車両の場合の手続き

ア 権利移転に伴う道路運送車両法の規定に基づく手続き、その他一切の法律及び諸規制に関する手続き、並びに費用負担は落札者が行うこととします。

イ 引き渡し時に、車両の鍵及び道路運送車両法の規定に基づく手続きに必要な書類をお渡しします。

ウ 引渡後、30日以内に道路運送車両法に基づく手続きを行ったことを確認できる書面の写しを坂戸市に提出してください。

3 注意事項

落札後、契約を締結した時点で、公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など坂戸市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

なお、所有権は、売払代金の残金を納付した時点で落札者に移転します。

第6 注意事項

1 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は、公有財産売却の手続を中止することがあります。

(1) 公有財産売却の参加申込み期間中

ア 公有財産売却の参加申込み受付が開始されない場合

イ 公有財産売却の参加申込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ 公有財産売却の参加申込み受付が入札開始までに終了しない場合

エ 公有財産売却の参加申込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

ア 入札の受付が開始されない場合

イ 入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

ア 一般競争入札形式において、入札期間終了から相当期間経過後も開札ができない場合

イ くじ（自動抽選）の必要が生じたにもかかわらず、適正に行えない場合

ウ せり売り形式において、入札終了から相当期間経過後も落札者を決定できない場合

2 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申込み開始後や、公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

この場合、入札保証金の取扱いは、以下のとおりとします。なお、返還には、中止後4週間程度を要することがあります。

(1) 特定の公有財産売却物件の中止時における入札保証金の返還

当該公有財産売却物件について納付された入札保証金は、中止後返還しません。

(2) 公有財産売却の中止時における入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。

3 入札者等に損害が発生した場合

公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者及び入札者等（以下「入札者等」という。）に以下のような損害等が発生した場合、その種類・程度にかかわらず、坂戸市は責任を負いません。

(1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者等に損害が発生した場合

(2) 売却システムの不具合などにより、入札者等に損害が発生した場合

(3) 入札者等の使用する機器及びネットワークの不備、不調などのため、公有財産売却の参加申込み又は入札に参加できなかったことにより、入札者等に損害が発生した場合。なお、この場合、公有財産売却の参加申込み又は入札参加について、坂戸市は、代替手段の提供等を行いません。

(4) 公有財産売却への参加に起因して、入札者等が使用する機器及びネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより、入札者等に損害が発生した場合

(5) クレジットカード決済システムの不備等のため、入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付できず、公有財産売却の参加申込みが完了できなかったことなどにより、入札者等に損害が生じた場合

(6) 入札者等の発信又は受信するデータが不正アクセス及び改変を受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどにより、入札者等に損害が生じた場合

(7) 入札者等が、自身のログインID及びパスワードを紛失又は第三者に漏洩するなどにより、入札者等に損害が生じた場合

4 公有財産売却の参加申込み期間及び入札期間

公有財産売却参加申込み期間及び入札期間は、売却システムの売却物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5 リンクの制限など

坂戸市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、坂戸市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、坂戸市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、坂戸市に無断で転載・転用することは一切できません。

6 システム利用における禁止事項

売却システムの利用に当たり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 売却システムの管理及び運営を妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを送信すること。
- (5) 法令若しくは公序良俗に違反する行為又はその恐れのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為又はその恐れのある行為をすること。

7 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

8 インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻

(1) 通貨

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

(2) 言語

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。

(3) 時刻

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国

の標準時によります。

9 坂戸市インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

坂戸市は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。なお、改正を行った場合には、坂戸市は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

10 その他

- (1) 官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、坂戸市が掲載したものでない情報については、坂戸市公有財産売却に関する情報ではありません。
- (2) 行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを使用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は、行政機関になります。

(令和8年4月1日)